

広島県告示第三百号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名 称	所 在 地
広島市立広島市民病院	広島市中区基町七番三三号
広島市立舟入病院	広島市中区舟入幸町一四番一四号
広島市立安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目一番一四号
せのお循環器科・心臓血管外科	広島市安佐南区西原七丁目八番三八号

二 救急医療機関として認定された医療機関

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
地方独立行政法人 広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	広島市中区基町七番三三号	平成二九年三月三十一日	
地方独立行政法人 広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	広島市中区舟入幸町一四番一四号	平成二九年三月三十一日	
地方独立行政法人 広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院	広島市安佐南区可部南二丁目一番一四号	平成二九年三月三十一日	
せのお循環器内科・心臓血管外科	広島市安佐南区西原七丁目八番三八号	平成二九年三月三十一日	